

土木工事共通特記仕様書(案)

平成22年4月

近畿地方整備局

目 次

第1編 共通編	1
第1章 総則	1
第1節 総則	1
共特1-1-1 適用	1
共特1-1-2 用語の定義	1
共特1-1-3 設計図書の照査等	1
共特1-1-7 工事用地等の使用	1
共特1-1-8 工事の着手	2
共特1-1-10 施工体制台帳	2
共特1-1-12 調査・試験に対する協力	2
共特1-1-16 支給材料及び貸与物件	3
共特1-1-18 建設副産物	3
共特1-1-19 工事完成図書	4
共特1-1-23 施工管理	5
共特1-1-26 工事中の安全確保	5
共特1-1-29 事故報告書	6
共特1-1-30 環境対策	6
共特1-1-32 交通安全管理	8
共特1-1-34 諸法令の遵守	9
共特1-1-42 公共工事等における新技術活用の促進	9
共特1-1-43 ISO9001活用	9
共特1-1-44 出来高部分払方式	13
第3章 無筋・鉄筋コンクリート	14
第1節 適用	14
第7節 鉄筋工	15
共特3-7-1 一般事項	15
共特3-7-4 組立て	15
第2編 材料編	16
第1章 一般事項	16
第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）	16
第2章 土木工事材料	16
第8節 瀝青材料	16
共特2-8-1 一般瀝青材料	16
第3編 土木工事共通編	17
第1章 総則	17
第1節 総則	17
共特1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等	17
共特1-1-9 工事完成図書の納品	18
共特1-1-17 工事現場における説明性の向上	20
第2章 一般施工	20
第4節 基礎工	20
共特2-4-5 場所打杭工	20
第10編 道路編	21
第4章 鋼橋上部	21
第8節 橋梁付属物工	21
共特4-8-9 銘板工	21
第15章 雪寒	21
第3節 除雪工	21
共特15-3-1 一般事項	21

第 1 編 共 通 編

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

共特1-1-1 適 用

1. 国土交通省近畿地方整備局の施行する土木工事の施工については、下記に示す図書のほか、本土木工事共通特記仕様書（以下「共特」という。）によるものとする。
近畿地方整備局 土木工事共通仕様書（案）
（以下「共仕」という。）（平成21年4月）
2. 「共仕」「共特」に規定のない事項については個別の工事毎に定める特記仕様書（以下「特記」という。）によるものとする。
3. 「共仕」「共特」「特記」の記載内容の優先については、「特記」、「共特」、「共仕」の順によるものとする。
4. 該当しない工種については、適用しないものとする。
5. 「共仕」記載の「特記仕様書」は、「特記仕様書」及び「土木工事共通特記仕様書」と読み替えるものとする。
6. 道路維持作業請負契約書及び除雪作業請負契約書に基づき「共仕」及び「共特」を適用する場合、「共仕」及び「共特」で示されている「工事」、「施工」及び「完成」は、それぞれ「作業」、「履行」及び「完了」と読み替えるものとする。

共特1-1-2 用語の定義

1. 設計図書とは、「共仕」第1編1-1-2用語の定義6.のほかに「共特」をいう。
2. 仕様書とは、「共仕」第1編1-1-2用語の定義7.のほかに「共特」をいう。
3. 「共特」とは、「共仕」「特記」を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
4. 受理とは、契約図書に基づき、請負者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
5. 設計図書の他に提示する「参考資料」とは、あくまでも現場説明参加業者の適正・迅速な見積りに供するための一資料に過ぎず、何ら請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事の実施にあたっては、この主旨を十分理解し、事故発生等の事態を招かないよう、その防止措置に留意すること。
6. 道路維持作業請負契約書に基づき「共仕」及び「共特」を適用する場合、「共仕」及び「共特」で示されている「監督職員」とは、「指定職員等」と読み替えるものとする。

共特1-1-3 設計図書の照査等

1. 請負者が実施する設計図書の照査については、「設計図書の照査ガイドライン（案）」（平成20年1月）に基づき実施するものとする。
なお、本ガイドライン中の「設計図書の照査要領（案）」に該当する工事（工種）がない場合は、別途監督職員と協議するものとする。
2. 「設計図書の照査ガイドライン（案）」については、近畿地方整備局の下記ホームページからダウンロードできる。
【<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/>】

共特1-1-7 工事用地等の使用

1. 請負者は、工事用地以外の区域へ立入する場合は、必ず所有者の承諾を得ること。

共特1-1-8 工事の着手

1. 請負者は、当該工事がISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い（以下「ISO9001活用の取扱い」という。）の対象工事で、かつ請負者がISO9001活用の取扱いの承認申請を行った場合は、特別な事情がない限り、取扱いの承認・非承認の通知を受けた日より30日以内に工事に着手しなければならない。

共特1-1-10 施工体制台帳

1. 請負者は、施工体制台帳の提出が必要な工事について、所定の様式（工事担当技術者）を追加して施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。
2. 請負者は、監理技術者を置く工事にあつては、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

<名札の例>

監理（主任）技術者	
写真 2 cm × 3 cm 程 度	氏 名
	工 事 名 改良工事
	工 期 自 年 月 日
	至 年 月 日
	会 社 建設株式会社
	印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 所属会社の社印とする。

共特1-1-12 調査・試験に対する協力

1. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、請負者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係わる監督体制等の強化」の追加として、下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 請負者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。なお、調査票等については、別途監督職員から指示するものとする。
 - (2) 請負者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等について、費用の内訳のヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、請負者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査に係わる資料は、下記のとおりとし、近畿地方整備局等のホームページにより公表する。

資 料 名	内 容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表 - 1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表 - 2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表 - 3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較
比較表 - 4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較
比較表 - 5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表 - 6	労働者確保計画の当初と実績の比較表
比較表 - 7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表 - 8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳書

共特1-1-16 支給材料及び貸与物件

1. 請負者は、発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業（工事）及び業務の実施にあたっては、請負者名を貸付建設機械に標示するものとする。

なお、標示方法等の詳細については、監督職員と協議するものとする。

共特1-1-18 建設副産物

1. 請負者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）、建設汚泥の再生利用に関する実施要領について（大臣官房技術調査課長等通達、平成18年6月12日）、公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について（大臣官房技術調査課長等通達、平成18年6月12日）、建設汚泥処理土利用技術基準について（大臣官房技術調査課長等通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らねばならない。

2. 請負者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく、再生資源利用計画又は再生資源利用促進計画の作成が必要な工事の場合、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式（以下「再生資源利用【促進】計画書（実施書）」という。）については、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）上の建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS（クレダス））（以下「CREDAS」という。）に入力後、「建設リサイクルガイドライン様式」を指定して印刷したものを使用する。

3. 請負者は前項の場合、再生資源利用【促進】計画書（実施書）は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）上の建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS（クレダス））（以下「CREDAS」という。）に入力して作成し、1部は自社で工事完成後1年間保管すること。

また、計画書、実施書を各1部ずつ印刷して監督職員に提出するものとする。

4. 請負者は、設計図書において建設副産物情報交換システムの登録対象工事であることを明示された場合は、施工計画作成時、工事完成時及び登録情報の変更が生じた時は、速やかに当該システムのデータ入力又は更新を行うこと。

なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

5. 請負者は、設計図書において建設発生土情報交換システムの登録対象工事であることを明示された場合は、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員の確認を受け、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に報告を行う。

なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

ない。

共特1-1-19 工事完成図書

1. 請負者は、設計図書において道路管理関係台帳整備・作成の対象工事であることを明示された場合は、道路管理関係台帳の整備・作成を行うものとする。なお、作業内容・様式・提出部数等は監督職員の指示によるものとする。
2. 請負者は、設計図書において道路施設台帳の作成の対象工事であることを明示された場合は、以下に基づき道路施設台帳を作成し、監督職員に提出するものとする。
 - (1) 表1-1に示す道路施設のうち、当該工事に該当する道路施設の台帳を作成するものとする。

表1-1 作成対象の道路施設台帳名

区分	台帳番号	台帳名	区分	台帳番号	台帳名
道路構造	C020	縦断勾配台帳	附属物及び施設	E060	道路情報板台帳
	C030	平面線形台帳		E070	交通遮断機台帳
	C040	幅員構成台帳		E080	I.T.V台帳
	C050	舗装台帳		E090	車両感知器台帳
	C060	道路交差点台帳		E100	車両諸元計測施設台帳
	C070	鉄道交差点台帳		E110	気象観測施設台帳
	C080	歩道及び自転車歩行者道台帳		E120	災害予知装置台帳
	C090	独立専用自歩道台帳		E130	自動車駐車場台帳
	C100	中央帯台帳		E140	自転車駐車場台帳
	C110	環境施設帯台帳		E150	雪崩防止施設台帳
	構造物	D010		橋梁台帳	E160
D020		橋側歩道橋台帳	E170	消雪パイプ台帳	
D030		横断歩道橋台帳	E180	ロードヒーティング台帳	
D040		トンネル台帳	E190	除雪ステーション台帳	
D050		洞門台帳	E200	防災備蓄倉庫台帳	
D060		スノーシェッド台帳	E210	共同溝台帳	
D070		地下横断歩道台帳	E220	C A B 電線共同溝台帳	
D080		道路BOX台帳	E230	植栽台帳	
D090		横断BOX台帳	E240	遮音施設台帳	
D100		パイプカルバート台帳	E250	遮光フェンス台帳	
D120		擁壁台帳	E260	距離標台帳	
附属物施設及び	E010	防護柵台帳	E270	流雪溝台帳	
	E020	道路照明台帳	E320	路側放送台帳	
	E030	反射式視線誘導標台帳	E330	光ケーブル台帳	
	E040	自光式視線誘導標台帳	E350	ビーコン台帳	
	E050	道路標識台帳			

- (2) 道路施設台帳の作成は、別に定める「道路施設台帳作成要領(案)」によるものとする。
- (3) 現道に係わる工事及び重要構造物等で道路管理データベースに登録済みの既往道路台帳がある場合は、発注者の貸与を受けてこれを追加修正するものとする。
- (4) 道路施設台帳に係わる提出物として、以下のものを監督職員に提出するものとする。なお、道路施設台帳の作成部数は2部とし、監督職員に提出しなければならない。

道路施設台帳総括表
 道路施設台帳
 イメージデータ(現況写真及び一般図や平面図等の図面類)
 工事箇所図

- (5) 道路維持作業等において、表1-1に示す道路施設を新設、増設、改良、改築、移動、撤去作業を行った場合は、以下に基づき道路施設台帳を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、第2項から前項までは適用しないものとする。
 提出資料は、作業場所がわかる平面図(道路台帳附図)、物件の数量・規格、完成写真を各2部監督職員に提出しなければならない。
 提出時期は、四半期毎とする。

3. 請負者は、設計図書において橋梁の「補修・補強工事調書」の対象工事であることを明示された場合は、橋梁の「補修・補強工事調書」の作成を行うものとする。

なお、様式・提出部数等は監督職員の指示によるものとする。

共特1-1-23 施工管理

1. 請負者は、当該工事が予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、出来形管理及び品質管理において、土木工事施工管理基準で定められた測定基準及び試験基準のそれぞれ測定頻度、試験頻度を2倍とする。ただし、2倍の頻度で実施しがたい項目については、実施内容について監督職員と協議するものとする。

なお、これに伴う費用については、請負者の負担とする。

2. 請負者は、当該工事の歩道部を透水性舗装で施工する場合の品質管理試験については、表1-2によるものとする。

表1-2 透水性舗装の品質管理試験

工種		実施する場合の頻度		規格値	試験方法
フィルター層	粒度	施工前		0.075mm通過量6%以下	舗装調査・試験法便覧
下層路盤	締固め度	1000㎡に1個		最大乾燥密度の93%以上	舗装調査・試験法便覧
表層	加熱	外観	随時		観察
		温度	随時		温度計
	アスファルト混合物	粒度	印字記録：全数 又は、 抽出・ふるい分け試験：1～2回/日	印字記録の場合〔注〕参照 ふるい分け試験の場合 2.36mm：±15%以内 75µm：±5%以内	舗装調査・試験法便覧
		アスファルト量	印字記録：全数 又は、 抽出・ふるい分け試験：1～2回/日	印字記録の場合〔注〕参照 抽出試験の場合 -0.9%以内	
		締固め度	1000㎡に1個	基準密度の94%以上	
		現場透水	1000㎡に1箇所	400m ³ /15sec以上	

〔注〕印字記録による場合、表層用の加熱アスファルト混合物にあっては、100バッチにおいて限界値をはずれるものが5バッチ以上の割合にならないように管理する。

共特1-1-26 工事中の安全確保

1. 請負者は、工事の施工にあたって予想される地下埋設物件について、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分打合せを行ない、事故の発生を防止すること。

なお、保安対策の打合せを行ったときは、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、特に監督職員から調書様式の指示がなければ、次の様式を用いて、調書の写を監督職員に提出するものとする。

工事場所	一般国道 号 自 延長 m			打合せ内容
占 用 者	所属職名	立会者名	印	
請 負 者				

2. 請負者の責により地下埋設物件に損害を与えた場合は、すみやかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、請負者の負担によりこれを補修しなければならない。

3. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果未使用の管の処置を請負者が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。
4. 除雪作業請負契約書に基づく除雪作業を行う場合、請負者は、次の各号の規定によるものとする。
 - (1) 作業の安全管理及び作業に伴う通常交通管理については、請負者の責任において行うものとする。
 - (2) 請負者は、除雪作業に先立ち作業区間の道路及び道路付属物並びに作業現場の周辺環境等について事前に危険箇所の調査を行い、その結果により危険箇所の表示を行うものとする。
5. 請負者は、工事数量総括表でイメージアップ(率計上)が計上されている場合、イメージアップ(率計上)分として実施する項目については、表1-3の中から選択し、実施するとともに、施工計画書に明記するものとする。

表1-3 イメージアップ(率計上)分実施項目

計上費目	実施する内容(率計上)分
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備、2.緑化・花壇、3.ライトアップ施設、 4.見学路及び椅子の設置、5.昇降設備の充実、6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化、2.労働者宿舍の快適化、 3.デザインボックス(交通誘導員待機室)、4.現場休憩所の快適化、 5.健康関連設備および厚生施設の充実等、6.IT関連機器等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、 2.盗難防止対策(警報機等)、3.避暑・防寒対策
地域とのコミュニケーション	1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表、 4.デザイン工事看板、 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む)、 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営、 7.パンフレット・工法説明ビデオ、 8.地域対策費等(地域行事等の経費を含む)、9.社会貢献

6. 請負者は、イメージアップの実施にあたり、具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に含め監督職員に提出するものとする。又、工事完了時には、イメージアップの実施写真を監督職員に提出するものとする。

共特1-1-29 事故報告書

1. 請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、原則として下記URLにアクセスし事故報告様式に入力し、監督職員が指示する期日までにホームページ上で発注者に提出しなければならない。

ホームページアドレス：<http://sas.ejcm.or.jp/>

(建設工事事故データベースシステム)

共特1-1-30 環境対策

1. 請負者は、当該工事において表1-4に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付国総施第225号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(国土交通省告示第348号、平成18

年3月17日)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表1 - 4 排出ガス対策型建設機械

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5kw以上、260kw以下） を搭載した建設機械に限る

2. 請負者は、当該工事のトンネル坑内作業にあたり表1 - 5に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付国総施第225号）」または「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

なお、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表 1 - 5 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車および小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

3. 請負者は、当該工事のトンネル坑内作業において、内燃機関付の機械を使用する場合は、黒煙浄化装置を装備するものとする。なお、ブルドーザー及びタイヤローラについては、「排出ガス対策型建設機械（一般工事用）又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械」に黒煙浄化装置を装備するものとする。

共特1-1-32 交通安全管理

1. 請負者は、当該工事に交通誘導員を配置する必要がある場合、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所毎に1名以上配置するものとする。
 ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。
2. 請負者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。
3. 請負者は、道路法第47条の2に基づく通行許可の確認において、下記資料を監督職員に提出し、確認を得なければならない。
 （車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両について）
 - （1）施工計画書に一般的制限値を超える車両を記載。
 - （2）出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）。なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督職員の承諾を得て省略できるものとする。
 - （3）通行許可証の写し。
 - （4）夜間通行が条件の場合は、車両通行記録計（タコグラフ）の写し。
4. 請負者は、当該道路工事において工事用信号機を使用する場合、下記の規格に類するものを使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
 - （1）形態については、色彩だけでなく、灯火箇所の違いでも判断出来る二灯火式を使用するものとする。灯火の配列については、上が「赤」、下が「青」のものを使用するものとする。
 - （2）赤信号及び青信号の灯火信号の色については、色覚障害者に配慮した交通信号灯器の仕様に準じた色度範囲を使用すること。又は色覚バリアフリーに配慮した灯火信号等を使用するものとする。なお、色覚障害者に配慮した色は、赤色が濃い赤を使用せず、「明るい朱赤」を使用し、青色については、「青みの強い緑色」とする。
5. 請負者は、地方整備局が管理する路線の路上工事を行う場合、リアルタイム工事規制情報システムに必要な日々の路上工事予定データを地方整備局に登録するためのデータ作成と、携帯電話を利用して工事規制の通知を行うものとする。携帯電話は、メールとインターネット機能を利用できるものを使用するものとする。なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

共特1-1-34 諸法令の遵守

1. 請負者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。
2. 請負者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要の車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。
なお、道路法第47条第1項に該当する車輛を通行させる際には事前に道路管理者の許可を得るものとする。
3. 請負者は、本工事現場に出入りする関係車輛が、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の適用を受ける対象自動車の場合は、適合車等標章を表示した車種規制適合車等を使用しなければならない。

共特1-1-42 公共工事等における新技術活用の促進

1. 総合評価落札方式の試行対象工事である場合、技術提案に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、技術提案にかかる項目について新技術情報提供システム(NETIS)等を用い、新技術等の適用の有無を検討するものとする。
なお、新技術を活用する提案を行い、入札参加にあたり、新技術の活用が認められなかった場合を除き、請負者は、以下の規定によるものとする。
 - (1) 請負者は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」、「新技術情報提供システム(NETIS)登録申請書の実施規約」に基づき、監督職員の確認を受け「施工者希望型」により新技術(NETISに登録または登録申請された技術に限る)の活用を行うこととする。
 - (2) 請負者は、前項による新技術の活用にあたり「新技術活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、「新技術情報提供システム(NETIS)URL <http://www.netis.mlit.go.jp/EvalNetis/NewIndex.asp>」に掲載されている調査表により提出するものとする。
2. 請負者は、施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、指定若しくは技術提案された技術を除き、新技術情報提供システム(NETIS)等を用い、新技術等の適用の有無を検討し、監督職員に報告するものとする。
なお、適用できる新技術がある場合は、以下の規定によるものとする。
 - (1) 請負者は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」、「新技術情報提供システム(NETIS)登録申請書の実施規約」に基づき、監督職員との協議により新技術(NETISに登録または登録申請された技術に限る)の活用を行うことができる。
 - (2) 請負者は、前項による新技術の活用にあたり「新技術活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、「新技術情報提供システム(NETIS)URL <http://www.netis.mlit.go.jp/EvalNetis/NewIndex.asp>」に掲載されている調査表により提出するものとする。

共特1-1-43 ISO9001活用

1. 請負者は、設計図書においてISO9001認証を取得している請負者の品質マネジメントシステムを活用した監督業務等の取扱い(以下「ISO9001活用」という。)の対象工事であることを明示された場合は、次の各項の規定によるものとする。
ただし、低入札価格調査の対象となった場合及び監督強化価格を下回る価格で契約した場合を除くものとする。
2. 適用
 - (1) JISQ9001(ISO9001)認証を取得している請負者が、契約締結後に申請し発注者の承認を受けた場合、本「共特」の規定に従って、ISO9001活用を行う工事として実施することができる。
 - (2) 次に掲げる場合においては、この取扱いを中止し、通常の監督業務を実施する。
JISQ9001(ISO9001)の認証が取り消された場合、又はその維

持が困難と見込まれる場合。

請負者の検査記録及び品質マネジメントシステムの運用状況に関して不適合が多いと認められた場合。

(3) 請負者は、別途発注者から委託を受けた機関が行う品質システム運用による効果等の調査に関し、協力するものとする。

3. ISO9001活用の申請

請負者は、ISO9001活用を希望する場合、工事請負契約締結の日から14日以内に以下の書類により申請し、承認を得ることとする。

ただし、及びに掲げる書類については、に掲げる書類によってその内容が確認できる場合は、提出を要しない。

申請書(入札説明書の別表1参照)

ISO9001の認証の取得に係る登録証の写し

ISO9001の審査に係る次の書類

(a) 直近の審査報告書(初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限り)の写し

(b) (a)の審査に係る合否判定結果の写し

当該工事を担当する内部組織が、ISO9001の認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類

ISO9001認証の範囲が、当該工事の内容に一致していることを示す書類
請負者が申請日の前年度及び前々年度(申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前々年度及びその前年度)に成績評定を受けた地方整備局の所掌する工事(港湾空港関係及び営繕工事を除く)の全ての工事成績評定通知書の写し

上記の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に地方整備局の所掌する工事(港湾空港関係及び営繕工事を除く)の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し

4. 受発注者間の協議

この取扱いの承認を受けた請負者は、工事着手前に活用する工種等について監督職員と協議するものとする。工事着手後においても、定めた条件に変更があった場合その他の確認が必要な場合には、適宜監督職員と協議するものとする。

5. 当該工物品質計画書の提出

請負者は、品質システム文書(マニュアル、手順書、品質計画書等)のうち、当該工物品質計画書を工事着手前までに監督職員に提出するものとする。

この場合、当該工事施工計画書及び品質計画書は統合して作成することができる。

また、両者をそれぞれ作成する場合において、その記載内容に重複が生じる場合は、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載して作成することができる。

また、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合で、かつ組織ごとに別々に認証取得している場合には、組織ごとに当該工物品質計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合は、当該工物品質計画書において各組織相互の関係を明確に記載するものとする。特に各組織に分担された工事の進め方等について記載するものとする。

6. ISO9001活用による監督業務等

(1) 当該工事で行うISO9001活用による監督業務等については次のとおりとする。

「指定材料の確認」

指定された材料の品質・規格等の試験、立会又は確認については、請負者が作

成した検査記録を監督職員の確認（以下「検査記録の確認」という。）を受けることにより、代えることができる。

「工事施工の立会」

工事施工の立会については、検査記録の確認を受けることにより、代えることができる。

「段階確認」

請負者は、表1 - 6に示す工種のうち、当該工事で該当する工種の確認時期において、段階確認を受けなければならない。

ただし、重点監督の対象工種については、「共仕」第3編1 - 1 - 6の表1 - 1段階確認一覧表に示す確認時期において段階確認を受けなければならない。

また、請負者は監督職員の承諾を得た上で、当該工事の一部の工種についてISO9001活用による監督業務等の取り扱いを行わないことができる。その場合「共仕」第3編1 - 1 - 6の表1 - 1段階確認一覧表に示す確認時期において段階確認を受けなければならない。

(2) 検査記録の確認

請負者は、監督職員から検査記録の確認を求められた場合、必要な書類を提示するものとする。

(3) 工事施工状況の把握

請負者は、監督職員が工事の適切な施工の確保及び検査記録の作成のために適宜任意の臨場にて行う工事施工状況の把握に関し、検査書類の提示等について協力するものとする。

(4) 請負者は、監督職員が適切な時期に行う品質マネジメントシステムの運用状況を把握するための調査に関し、以下の書類を提出するものとする。

工事着手前並びに品質計画書及び施工計画書の内容の変更時

品質計画が記載された品質計画書又は施工計画書を提出する。

工事施工中

適宜品質記録から、次の事項を抽出して提出する。これらのうちに不適合に関する記録があれば、不適合品管理記録及び是正処置記録の内容についても提出する。

(a) 品質記録

(イ) 検査記録（段階確認に関する検査、出来形及び品質管理のための検査並に写真管理の状況の検査）

(ロ) トレーサビリティの記録

(ハ) 検査及び試験装置の管理記録

(b) 内部監査の実施記録

表 1 - 6 段階確認一覧

種 別	細 別	確 認 時 期
河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板【試験矢板】 鋼管矢板【試験矢板】	打込時 打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭【試験杭】 鋼管杭【試験杭】 H鋼杭【試験杭】	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭）
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時（試験杭） 鉄筋組立て完了時 施工完了時（試験杭）
深礎工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了前（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時
鋼管井筒基礎工	【試験杭】	打込時 打込完了時
置換工（重要構造物）		掘削完了前
築堤・護岸工		法線設置完了時
砂防ダム		法線設置完了時
重要構造物 函渠工（樋門・樋管含む） 躯体工（橋台） R C躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時
床版工		鉄筋組立て完了時
ポストテンションT（I）桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押出し箱桁製作工 床版・横組工		P C鋼線・鉄筋組立完了時 （工場製作除く）
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時
トンネルインパート工		鉄筋組立て完了時
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
ダム工	各工事ごと別途定める	

7. 内部監査の実施

請負者は、当該工事において、以下に定める事項に基づき内部監査を実施するものとする。

(1) 内部監査員の資格基準

内部監査における監査チームのリーダーは、以下の ~ のすべての要件を満足し、かつ当該工事に直接携わる者以外の独立した者とする。

10年以上の現場経験を有する。

以下の資格の少なくとも1つ以上を有する。

- (a) 技術士
- (b) 1級土木施工管理技士
- (c) 1級造園施工管理技士
- (d) 1級建築士
- (e) 1級建築施工管理技士
- (f) 建築設備士
- (g) 1種電気主任技術者
- (h) 1級管工事施工管理技士
- (i) 1級電気工事施工管理技士
- (j) 1級建設機械施工技士

以下のいずれかの内部監査研修を終了している。

- (a) J A B（財団法人 日本適合性認証協会）の認定を受けている審査員研修機関が実施する内部監査員養成セミナー（研修）
- (b) 以下の要件のいずれかを満たすことでイと同等と認められる請負者等の講師による社内研修
 - (イ) 当該研修の講師が J A B（財団法人 日本適合性認証協会）の認定を受けている審査員研修機関が実施する審査員研修を終了している。
 - (ロ) 当該研修の講師が(イ)の研修を受け、その後内部監査チームのリーダー経験がある。

の研修終了後、現場の作業所を対象に内部監査チームのリーダーを経験している。

(2) 実施時期

内部監査は、施工途中及び工事完了前に実施する。なお、施工途中においては、6ヶ月を超えない間隔で実施する。

なお、当該工事品質計画書又は施工計画書に、当該工事で実際に内部監査を行う監査チームリーダーの氏名、経歴、経験及び具体的な監査実施時期を記載するものとする。

8. 検査・測定及び試験の担当者と承認者の明確化

請負者は、当該工事品質計画書、又は施工計画書に、設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の実施担当者及び承認者を定め、記載するものとする。

9. 検査・測定装置及び試験装置の管理

請負者は、当該工事において、管理する監視機器及び測定機器の管理者を定めて、校正、使用前点検等を実施し、適切に管理するものとする。また、監視機器及び測定機器の管理の記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、請負者はこれに従うものとする。

なお、請負者は、当該工事品質計画書又は施工計画書に、監視機器及び測定機器の名称、管理担当者、承認者及び管理方法を記載するものとする。対象となる監視機器及び測定機器は、監視・測定にあたって対象物の挙動が目視では確認できず、監視機器及び測定機器の計器表示のみで管理する機器とする。

10. 品質記録

請負者は、当該工事において作成した品質記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、これに従わなければならない。

11. 検査時の提出書類

請負者の検査記録の確認に置き換えたものに関して、検査時に提出する品質管理及び出来形管理に関する書類については、必要項目が網羅され、監督職員の承諾が得られた場合には、指定様式によらず請負者の検査記録の様式により提出することができる。

共特1-1-44 出来高部分払方式

- 1. 請負者は、設計図書において出来高部分払方式の対象工事であることが明示され、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部

分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。なお、要領については近畿地方整備局のホームページ（<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/>）より入手できる。

第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート

第 1 節 適 用

1. 請負者は、コンクリートに使用する細骨材に、コンクリート用スラグ細骨材(JIS A 5011)を使用する場合は、単位体積質量が設計質量を超えることにより、設計上不利にならないように、設計質量以下となるように配合（混合）すること。
2. 請負者は、コンクリート中の塩化物総量規制については、「コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領、コンクリート中の塩化物総量規制」による他、次によるものとする。
 - (1) 現場配合のコンクリートについても、レディーミクストコンクリートと同様とする。
 - (2) 容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されずまた測定結果に悪い影響を及ぼさない材質を有し、塩化物の付着等がないように洗浄した後、表面の水分を取り除いたものを用いなければならない。
 - (3) 測定記録
測定結果は所定様式（土木請負工事必携参照<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/>）により提出するものとする。また、測定値を後日確認できるように計器の表示部等を測定ごとにカラー写真撮影して監督職員に提出するものとする。
3. 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）および「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）は土木請負工事必携（<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/>）によるものとする。
4. 請負者は、設計図書において、当該工事がコンクリート構造物の品質確保を図ることを目的として実施する微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定を試行対象工事であることが明示された場合には、次の各号の規定に基づき微破壊・非破壊試験を実施するものとする。
 - (1) 微破壊・非破壊試験は、「微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定試行要領（案）」に従い行うものとする。試験結果の判定は、「微破壊・非破壊試験による測定結果の判定手順」によるものとする。なお、試行要領及び判定手順については、土木請負工事必携（<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/>）を参照するものとする。
 - (2) 請負者は、微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定を行う場合には、1工事につき1回以上の頻度で監督職員の立会を受けなければならない。
 - (3) 本試験に関する資料を整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。
 - (4) これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

第 7 節 鉄 筋 工

共特3-7-1 一般事項

1. 請負者は、設計図書において、当該工事がコンクリート構造物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的として実施する非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）の試行対象工事であることが明示された場合には、次の各号の規定に基づき非破壊試験を実施するものとする。
 - (1) 非破壊試験は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり

測定要領(案)」に従い行うものとする。なお、測定要領については、土木請負工事必携 (<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/>) を参照するものとする。

- (2) 本試験に関する資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。
- (3) これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

共特3-7-4 組 立 て

1. 請負者は、鉄筋のかぶりを保つようにスペーサーを設置するものとする。

スペーサーは、構造物の側面については1㎡当たり原則2個以上、構造物の底面には1㎡当たり原則4個以上を設置するものとする。

なお、スペーサーの個数については、鉄筋組立て完了時に段階確認を受けるものとする。

第 2 編 材 料 編

第 1 章 一 般 事 項

第 2 節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）

1. 請負者は、当該工事で使用する「コンクリート二次製品標準図集（側溝・水路編）」（平成12年3月近畿地方建設局）で規定する側溝製品の使用に当たっては、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

第 2 章 土 木 工 事 材 料

第 8 節 瀝 青 材 料

共特2-8-1 一般瀝青材料

1. 請負者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に提出できるものとする。
この場合、「共仕」によらず、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計、試験練りを省略することができる。
2. 事前審査制度認定書による場合の「品質管理基準」は以下のとおりとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準
アスファルト舗装	材 料	必 須	土木施工管理基準「品質管理基準」の全項目	事前審査による認定書の提出
		その他	土木施工管理基準「品質管理基準」の全項目	
	プ ラ ント	必 須	配合試験	土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による（注1）
			混合物のアスファルト量抽出 混合物の粒度分析試験 温度測定（混合物）	
			基準密度の決定	事前審査による認定書の提出

（注1）監督職員の指示があった場合は、試験結果一覧表を提出するものとする。

第 3 編 土木工事共通編

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

共特1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

1. 監督職員が行う段階確認においては、現場代理人又は主任（又は監理）技術者、若しくは、あらかじめ監督職員の承諾を得た者が臨場の上、確認を受けなければならない。
2. 請負者は、「共仕」第3編1-1-6の表1-1段階確認一覧表に示す各種別及び監督職員の指示した種別等の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。
3. 請負者は、既設橋脚等に落橋防止装置を設置する場合、アンカーボルト定着後において段階確認を受けなければならない。段階確認の方法は「共仕」によるものとする。
なお、段階確認時においてアンカーボルト定着長の30%程度は超音波探傷器による確認を行うので、あらかじめ準備を行うものとする。
4. 道路維持作業請負契約書に基づく検査（確認を含む）及び立会等は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 一般
担当員の立会は巡回等によるチェックポイント方式で行なうものとする。
 - (2) 工程管理
請負者は、日々の作業日報を翌日中に提出しなければならない。
長期の作業を指示した場合は、中間時点での作業計画と対比し指定職員と協議のうえ、その指示を受けなければならない。
中間確認
 - (3) 材料管理
主要材料として指定職員の指示のあった材料は、使用に先立ち担当員の確認を受けるものとする。
 - (4) 品質管理
品質管理のため必要な試験として指定職員の指示のあったものは、試験結果を遅滞なく担当員に報告し、指示に従わなければならない。
 - (5) 出来高の確認
出来高の確認は資料及び現地にて行なうものとし、作業目的を達成していないものについては、原則として手直しを行なうものとする。
 - (6) 記録
請負者は、所定の報告書の外、記録写真を日時、地点、寸法等がわかる標示等を入れて提出するものとする。
5. 除雪作業請負契約書に基づく検査（確認を含む）及び立会等は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 請負者は、除雪、凍結防止、巡回作業を行った時は作業日の翌日までに完了報告書として除雪作業日報、道路巡回報告書を提出し、監督職員による報告内容に対する出来高検査を受けなければならない。
 - (2) 機械管理の出来高確認は、建設機械等使用実績報告、建設機械返納書等で行うものとする。
 - (3) 本項に定める出来高検査を受けた後に行う日々の給付が完了したことを確認する検査にあたっては、現場代理人もしくは主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

共特1-1-9 工事完成図書の納品

1. 請負者は、当該工事において設計図書で明示がある場合を除き、土木工事監督書類（試行）の対象工事とし、次に基づき実施するものとする。

項 目	書 類 内 容 (契約書、共通仕様書)	土木工事監督書類（試行）について	
		試行による書類内容	備 考
施 工 計 画 書	・総てにわたり詳細に記述する。 工事概要、計画工程表、現場組織表、指定機械、主要船舶・機械、主要資材、施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）、施工管理計画、安全管理、緊急時の体制及び対応、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法、その他	・項目は左記に同じ。 ・重要な内容に絞り記述する。 ・「共仕」、「共特」、「特記」との重複記載はしない。 ・提出は工事着手前又は契約後30日以内とする。 ・工事打合簿を表紙として提出する。	・「共仕」第1編1-1-4 ・特殊工法等詳細な施工方法が決まらない場合は、詳細な施工計画が出来次第早急に提出できるものとする。 ・土木請負工事施工管理の手引を参照。
実 施 工 程 表	計画工程表を基に、毎月の実施工程を管理する。 「契約後14日以内に提出」	・必要に応じて提示する。	・請負者自ら管理すべきもの。
工 事 月 報	施工状況を半月毎にまとめ報告する。	・提出不要とする。	・実施工程表で管理可能。 ・様式は土木工事請負必携に記載。
工事履行報告書	各月の進捗状況を把握するため、予定工程、実施工程の出来高率（%）を毎月報告する。	・毎月報告する。	・様式は土木工事請負必携に記載。
工 事 写 真	着手前及び完成、施工状況、安全管理、使用材料、品質管理、出来形管理、災害、その他を撮影アルバム整理	・「共仕」、「共特」及び写真管理基準（案）により整理するが、提出するアルバムには不可視部分は従来通り整理しその他は密着写真及びネガアルバムで整理し提出する。 ・繰り返し工程は代表的な部分とする。	
段 階 確 認 書	「共仕」、「共特」及び「特記」に提示した種別で施工段階の確認時期を記載する。	・段階確認書のみ提出	・「共仕」第3編1-1-6 ・「共特」第1編1-1-42 ・「共特」第3編1-1-6 ・「段階確認書」の通知書、確認書を記入する。
出 来 形 成 果 表	「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」及び「土木工事施工管理基準運用方針（案）」を基に作成する。（必要の都度提出）	・内容は左記に同じ。 ・工事打合簿を表紙として提出する。	・朱書きで段階確認値を入れる。
出 来 形 図	出来形測量の計測結果に基づいて完成図を作成する。 （提出は1部）	・出来形成果表に整理できない部分のみ。（平面図、縦断図、一般構造図） ・工事打合簿を表紙として提出する。	・施工延長、全体的な寸法等。
出来形数量計算書	出来形寸法を基に数量計算を行い、種別、細別毎に集計し数量計算書を作成する。 （設計変更の基礎資料として活用）	・内容は左記に同じ。 ・工事打合簿を表紙として提出する。	
品質管理関係図書	試験データ資料 工程能力図（折線グラフ） ヒストグラム（柱状図） 管理図（データシートを含む） 資料数 5点以下 6点～20点以下、 21点以上、又は はダムコンクリート	「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」及び「土木工事施工管理基準運用方針（案）」別紙-2との関係整理 ・資料表 10点未満 10点以上、 ・ヒストグラム、管理図は特別な工事以外は提出を省略する ・工事打合簿を表紙として提出する。	・施工途次に行う品質試験は、その都度整理し考察を行い、その結果は次の品質管理に利用されるもので工事検査受検のための品質管理ではないので、必要最小限のものとする。
材 料 確 認 願	「共仕」、「共特」及び「特記」第2編第2節で検査材料を指定し監督職員が確認する材料名、品質規格、搬入数量等を記載する。 「請求を受けてから7日以内」	・指定する材料は必要最小限とし、極力試験結果、材料の見本または資料の提出で確認する。	「工事請負契約書第13条（工事材料の品質及び検査等）」 「共仕」第2編第1節、第2節

項 目	書 類 内 容 (契約書、共通仕様書)	土木工事監督書類(試行)について	
		試行による書類内容	備 考
工 事 打 合 簿	発議者(発注者・請負者)からの発議事項(指示、協議、通知、承諾、提出、報告、届出、その他)について、相互に工事打合簿で確認する。 (必要の都度提出)	・工事打合簿により提出する。 ・休日作業届の場合、作業予定日、理由、作業、工種等を記載する。	・工事請負契約書第9条第4項 ・監督職員の指示、承諾、協議等は、原則として書面により行う。
立会打合せ調書	占有者及び担当者、打合せ内容、工事概要等を記載する。 (立会いの都度提出)	・内容は左記に同じ。 ・工事打合簿を表紙として提出する。	
立 会 願	工事名、立会項目、立会箇所、立会希望月日時を記載する。 (立会いの都度提出)	・内容は左記に同じ。 ・工事打合簿を表紙として提出する。	・工事請負契約書第14条(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)
安 全 日 誌	毎日作成し提出する。	・必要に応じて提出する。 ・工事打合簿を表紙として提出する。	・「必要に応じて提出」は提出しなくてもよいが、日誌を作成しなくてもよいということではない。
施 工 体 制 台 帳	下請金額3,000万円以上のときに提出する。	・内容は左記に同じ。 ・工事打合簿を表紙として提出する。	・様式は土木工事請負必携に記載。
品質(社内検査)確認書	社内検査項目、実施日、箇所、社内検査員氏名等を記載する。	・内容は左記に同じ。 ・検査時に提出する。 ・工事打合簿を表紙として提出する。 (「特記」で義務付けた工事)	・様式は「品質確認書」により提出する。

注)ここでいう「土木工事監督書類(試行)」とは、請負者から発注者(監督職員)に対して提出する書類の項目、内容等であり、請負者は作成しなくてもよいというものではない。(請負者としては、工事を施工するうえで必要な書類である)

2. 請負者は、当該工事において設計図書で明示がある場合を除き、電子納品対象工事とし、次の各号に基づき納品するものとする。

(1) 電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領(案)[平成20年5月](以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

(2) 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で2部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「近畿地方整備局における電子納品の手引き(案)[土木工事 基本編](平成19年3月)」に従うものとする。

3. 請負者は、工事完成図書として提出する工事写真については、次の各号に基づき提出するものとする。

(1) 『デジタル写真管理情報基準(案)』における「必要度」の種別が「必須記入」又は「条件付き必須記入」とされている項目(「写真タイトル」、「撮影年月日」など)が管理ファイル(XMLファイル)に記入されていない写真については、提出写真と扱わないものとする。

(2) 「撮影年月日」の「必要度」については「(必須記入)」とする。

(3) 提出するデジタル写真については、写真の信憑性を考慮し、写真編集を認めないものとする。

ただし、監督職員の承諾を得た場合は、元データを提出する場合に限り、回転・パノラマ編集・全体の明るさ等について編集した写真の提出を認めるものとする。

(4) 『デジタル写真管理情報基準(案)[平成20年5月]』は国土技術政策総合研究所のホームページ(URL: <http://www.cals-ed.go.jp/>)より入手できる。

共特1-1-17 工事現場における説明性の向上

1. 請負者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、請負者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 2 章 一般施工

第4節 基礎工

共特2-4-5 場所打杭工

1. 請負者は、オールケーシング工法による全ての場所打杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出するものとする。

その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議を行うものとする。

なお、上記の検討及び補修に要する費用については、請負者が負担するものとする。

第 10 編 道 路 編

第 4 章 鋼橋上部

第 8 節 橋梁付属物工

共特4-8-9 銘板工

1. 請負者は、鋼橋上部及び鋼製橋脚に取付ける橋歴板については、次の各号によるものとする。
 - (1) 取付位置は、落下による第三者被害を防ぐこと及び橋歴板の内容確認が容易な箇所に設置するものとする。
 - (2) 上部構造においては、基本的に壁高欄の内側（又は地覆部）に設置することを原則とする。
 - (3) 下部構造においては、地上より50cm程度の低い位置に設置することを基本とする。但し、橋歴板の内容確認が容易でない場合（河川上、海上、谷等）は上部構造の考え方に準ずるものとする。
 - (4) 設置方法は、埋込又はボルトにより固定する。鋼部材に取り付ける場合は、鋼材と橋歴板の間に絶縁体を挿入するものとし、締め付けた後、外周にシーリング材を設け封止する。橋脚は貫通ボルトにより固定する。
 - (5) 橋歴板の材質については、上下部構造の種別に関わらず【JIS G 5501】（ねずみ鋳鉄品）を用いるものとする。また、やむを得ず第三者被害の可能性あるいはその他の特別な理由（塩害対策等）により、腐食防止策を必要とする場合には、塗装に替えて溶融亜鉛メッキ仕様とする。
 - (6) ボルトは普通ボルトのM8を標準とし、溶融亜鉛メッキ仕様とする。

第 15 章 雪 寒

第 3 節 除雪工

共特15-3-1 一般事項

1. 請負者は、作業の出来高管理は機械管理を除き、表16-1により行うものとする。

表 16 - 1 除雪作業の出来高確認方法等

種 別	出来高管理単位	確 認 方 法	確認基準
除雪機械によるもの	時間（10分）	作業日報、写真、タコメーター 又は、稼働記録計	1回 / 1日
凍結防止剤	kg	作業日報、写真、空袋	
労務関係	時間（10分）	作業日報、写真	